

**<総合事業セミナー資料>**

# **介護予防・日常生活支援 総合事業について**

平成28年9月28日(水)

北九州市保健福祉局地域福祉推進課  
総合事業担当係長 田津 真一



# 福岡県北九州市



若戸大橋



世界文化遺産登録  
～旧官営八幡製鐵所  
関連施設～



小倉城

○人口 966,938人

※平成28年3月末現在

○7つの行政区

(門司区、小倉北区、小倉  
南区、若松区、八幡東区、  
八幡西区、戸畑区)

平尾台



門司港駅

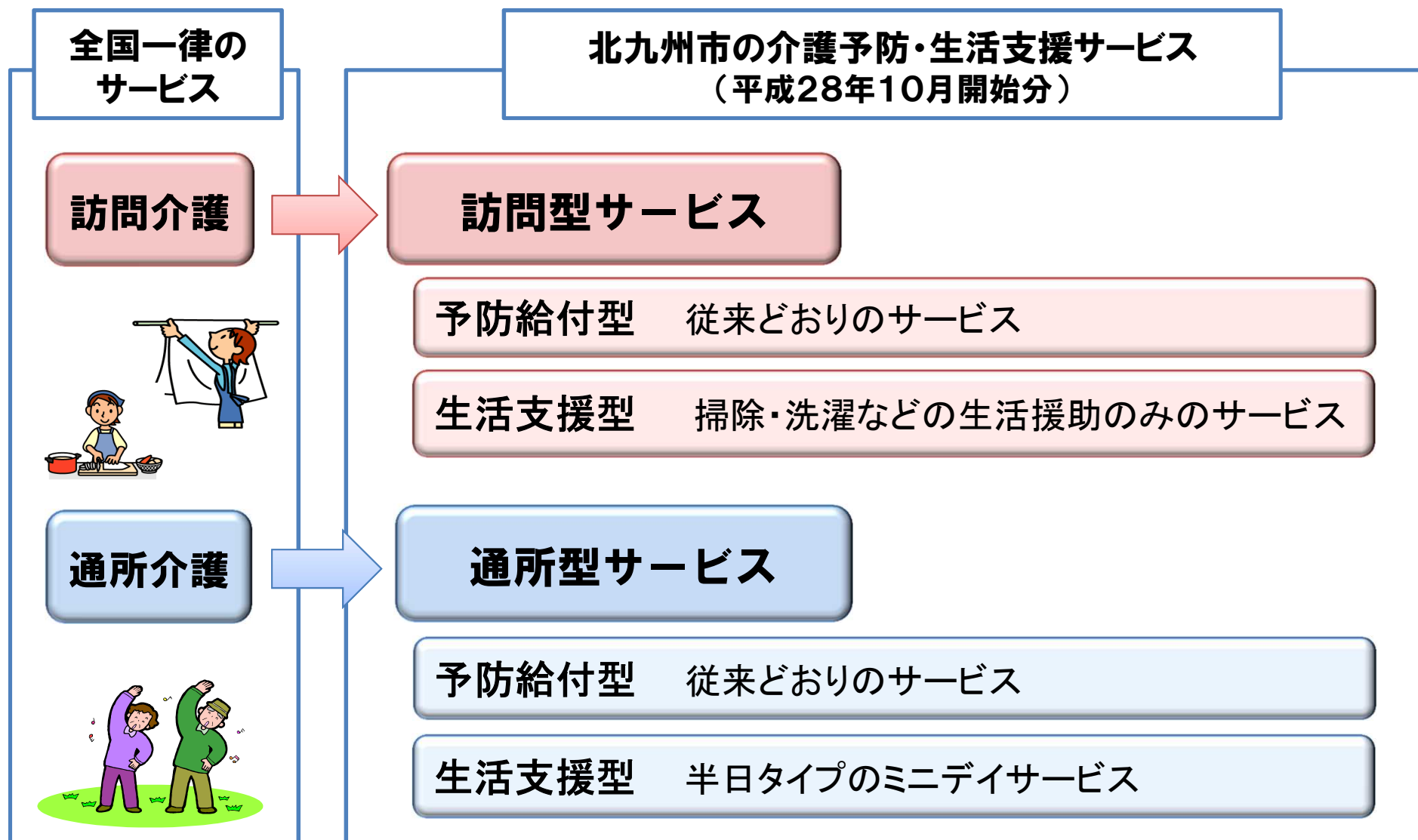


# 介護予防・生活支援サービス事業

---



# 北九州市の介護予防・生活支援サービス事業 1




※このほか、介護予防に重点をおいた取り組み(サービスC)などを検討中。



# 訪問型サービス

2

類型	予防給付型	生活支援型
サービス内容	<p>○<u>現在の訪問介護（ホームヘルプサービス）</u></p> <p>○入浴、排せつ、食事の介助（身体介護）や掃除、洗濯などの生活全般にわたる支援（生活援助）</p> <p><u>※従来の専門職によるサービス</u></p>	<p>○<u>生活援助のみ</u> （老計第10号の範囲内）</p> 
対象者	<p>○既にサービスを利用している人などで、専門職によるサービスが必要な場合 など</p>	<p>○身体介護までは必要ないが、家事等の一部に支障がある場合（生活援助のみが必要な人） など</p>
サービス提供者	<p>介護保険事業者</p>	<p>介護保険事業者、 NPO・企業 など ※多様な担い手が参入可能</p>
利用者負担	<p>1割もしくは2割 ※従来どおり</p>	<p>1割もしくは2割 ※従来どおり</p>
サービス単価	<p>（例）週1回 1,168単位／月</p>	<p>（例）週1回 915単位／月</p>

# 訪問型サービスの単価

3

- 「予防給付型」・「生活支援型」ともに、包括払い
- 「予防給付型」は現行の介護予防訪問介護と同等の報酬単価
- 「生活支援型」は国のガイドラインに基づき介護報酬単価以下に設定


介護予防訪問介護	予防給付型	生活支援型
○週1回 1,168単位／月	○週1回 1,168単位／月	○週1回 915単位／月
○週2回 2,335単位／月	○週2回 2,335単位／月	○週2回 1,830単位／月
○週2回超(※) 3,704単位／月	○週2回超(※) 3,704単位／月  ※加算も現在の給付と同等	○週2回超(※) 2,745単位／月

※週2回超は要支援2の者のみ

1単位=10.21円

# 通所型サービス

4

類型	予防給付型	生活支援型
サービス内容	<p>○現在の通所介護（デイサービス） ○デイサービスセンター等に通り、日常生活上の支援（食事、入浴など）や機能訓練などを行う。 <u>※従来の専門職によるサービス</u></p>	<p>○半日（2～3時間程度）タイプのデイサービス ○体操、運動、レクリエーション等を通じて、生活機能・社会的機能の維持・向上を図る。</p> 
対象者	<p>○既にサービスを利用している人などで、専門職によるサービスが必要な場合など</p>	<p>○生活機能や社会的機能の維持・向上が必要な人 など</p>
サービス提供者	<p>介護保険事業者</p>	<p>介護保険事業者、 NPO・企業 など <u>※多様な担い手が参入可能</u></p>
利用者負担	<p>1割もしくは2割 ※従来どおり</p>	<p>1割もしくは2割 ※従来どおり</p>
サービス単価	<p>（例）要支援 1 1,647単位／月</p>	<p>（例）要支援 1 1,296単位／月</p>

# 通所型サービスの単価

- 「予防給付型」・「生活支援型」ともに、包括払い
- 「予防給付型」は現行の介護予防通所介護と同等の報酬単価
- 「生活支援型」は国のガイドラインに基づき介護報酬単価以下に設定

介護予防通所介護	予防給付型	生活支援型
○要支援1 1,647単位／月	○要支援1、事業対象者 1,647単位／月	○要支援1、事業対象者 1,296単位／月
○要支援2 3,377単位／月	○要支援2 3,377単位／月  ※加算も現在の給付と同等	○要支援2 2,592単位／月  ※送迎がある場合 90単位／月 ※入浴がある場合 105単位／月

1単位 = 10.14円



# 介護予防ケアマネジメント

6

		原則的な ケアマネジメント	簡略化した ケアマネジメント
該当サービス		予防給付型	生活支援型
介護 予防 ケア マネ ジメ ント	アセスメント	○	○
	原案作成	○	○
	サービス担当者会議	○	<b>一部省略可</b>
	利用者への同意・説明	○	○
	ケアプラン確定・交付	○	○
	モニタリング	少なくとも 面接1回※／3ヶ月 電話または訪問1回／月	少なくとも 面接1回※／ <b>6ヶ月</b> 電話または訪問1回／月
評価	○	○	
居宅介護支援事業者 への委託単価		新規 6,500円／件 継続 3,800円／件 小規模多機能型居宅介護事業所加算 2,700円／件	

(※)原則、自宅を訪問し、面接による実施が必要。



# 総合事業移行へのポイント

---



## 1 利用者や事業者が混乱しないよう、円滑な移行を図る。

**既存の枠組みはできるだけ継続。評価・検証が重要。**

- ⇒ 事業費単価は従来と同様、包括払い<スライド3, 5>
- ⇒ 人員・設備基準は国のGLと同じ。運営基準は市条例とほぼ同じ。
- ⇒ 区役所では原則、要支援認定の申請を受け付ける。<スライド8, 9>

## 2 事業設計(サービス内容、単価など)にあたり根拠となる調査を実施する。事業者や市議会への説明の際に必要。

①地域包括支援センターのケアプラン(1月分)分析<スライド10>

⇒ 訪問介護はほとんど生活援助のみ。利用は掃除が最も多い。

②介護保険サービス参入意向調査<スライド11>

⇒ 市内事業所は介護保険外サービスとして掃除・洗濯などのサービスを報酬単価の約7割(平均)で提供している。

③要支援者等のサービス利用調査<スライド12>

⇒ 現在利用している人の約2割は生活支援型を希望している。

## 3 介護保険担当部署との連携

⇒ 指定手続、給付管理、資格管理、監査、負担軽減制度は給付分とサービス事業分を一体的に管理する必要がある。

- ・サービス利用者、ケアマネジャー等の手間や混乱の防止
- ・適切なケアマネジメントの実施

## ＜本市の考え方＞

サービス事業への円滑な移行のため、以下の手順でサービス利用に繋げる。

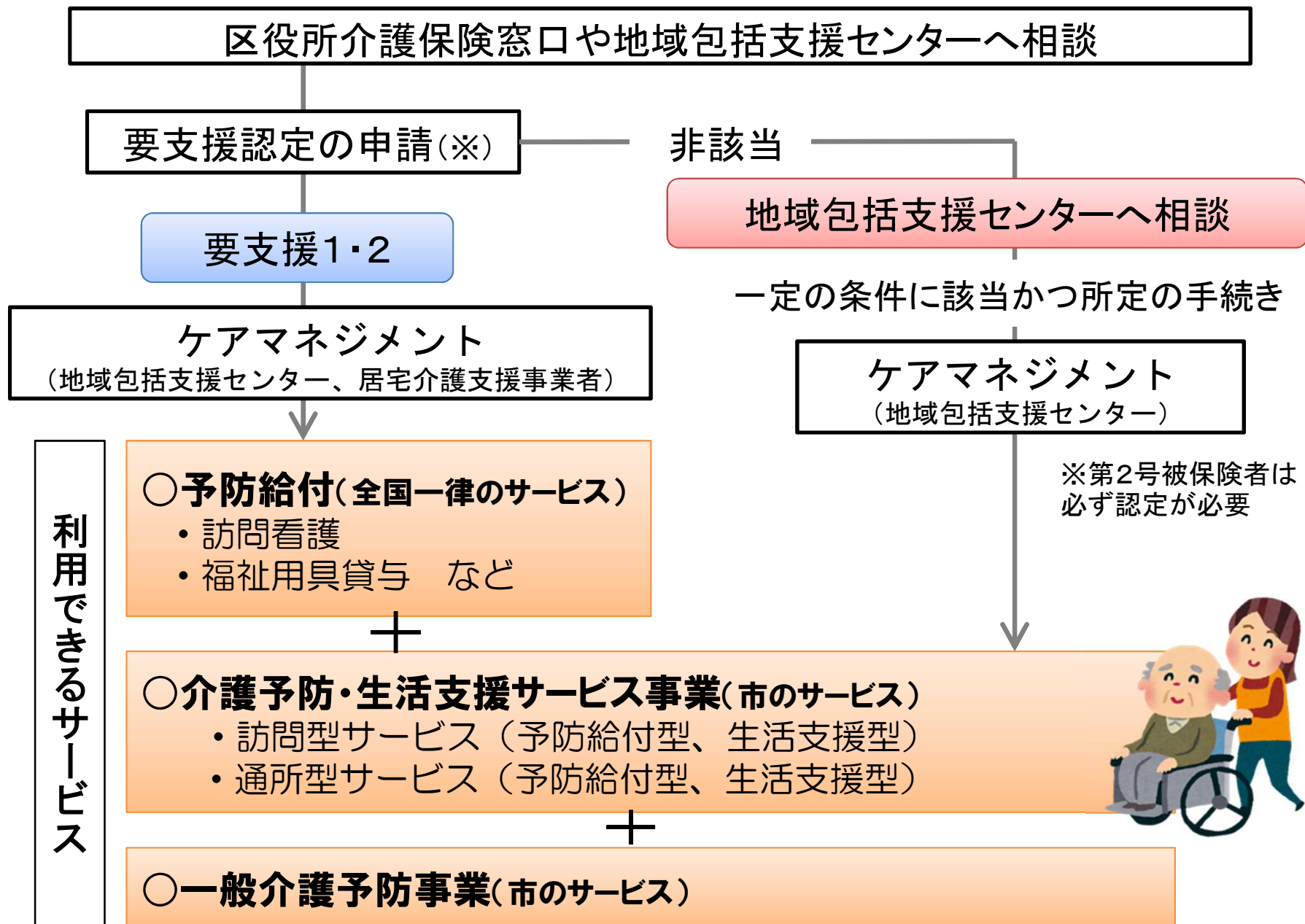
- (1) 区役所窓口においては、従来どおり、要支援認定の申請を受け付ける。
- (2) 基本チェックリスト該当及び介護予防ケアマネジメントの作成依頼届出により事業対象者とするのは以下の場合とする。

○要支援認定で非該当になった場合

○更新において、サービス事業のみの利用が適切と判断された場合など

# サービス利用の流れ

9

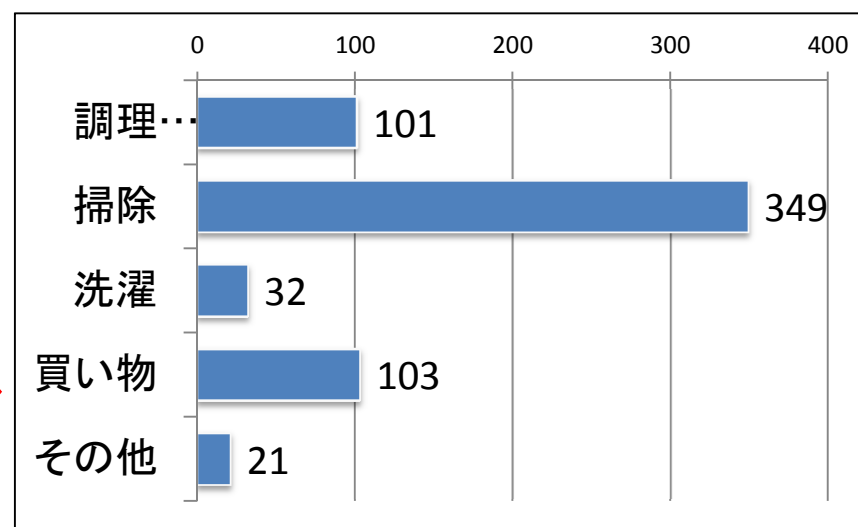
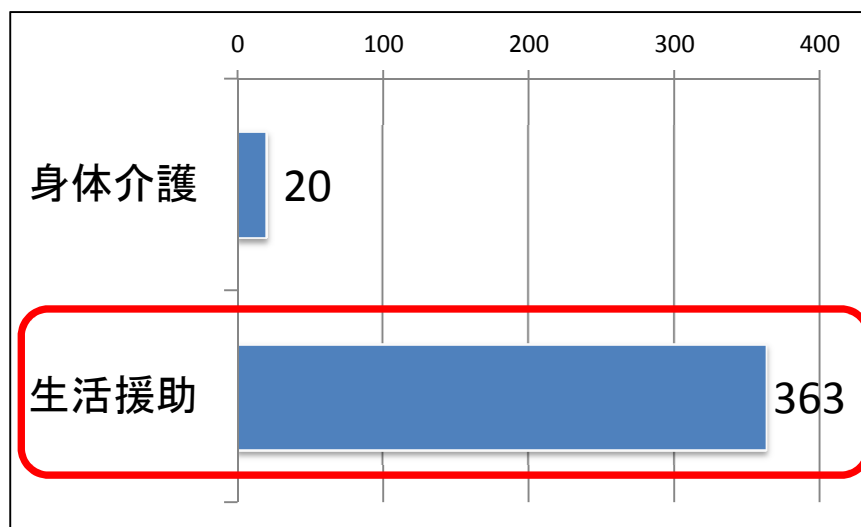


# 要支援認定者のサービスの利用状況

10

○訪問介護を利用している366人のうち、「生活援助」の利用は363人（99%）で、「身体介護」の利用は20人（5%）

○「生活援助」を利用している363人のうち、「掃除」の利用が349人（96%）、「買い物」の利用が103人（28%）、「調理・配下膳」が101人（28%）



※ 平成25年7月地域包括支援センター作成のケアプラン(640人分)調査より

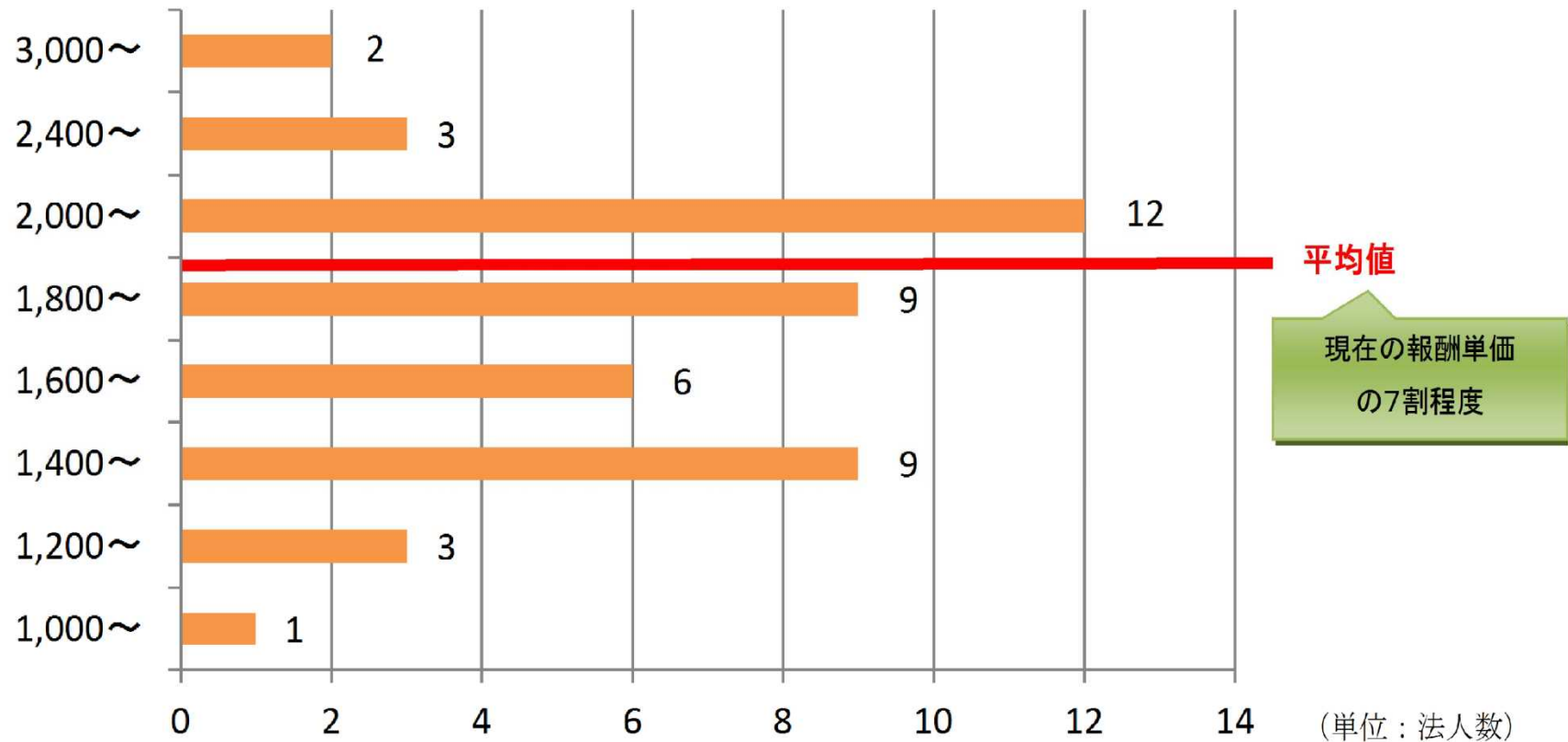


# 市内法人による介護保険外サービス

11

- 介護保険事業を実施する市内法人を対象に、掃除・洗濯などの介護保険外サービスの実施状況、利用料についてアンケート。
- 利用料平均は1,867円で、介護報酬単価(H26)の約7割。

(単位：円)



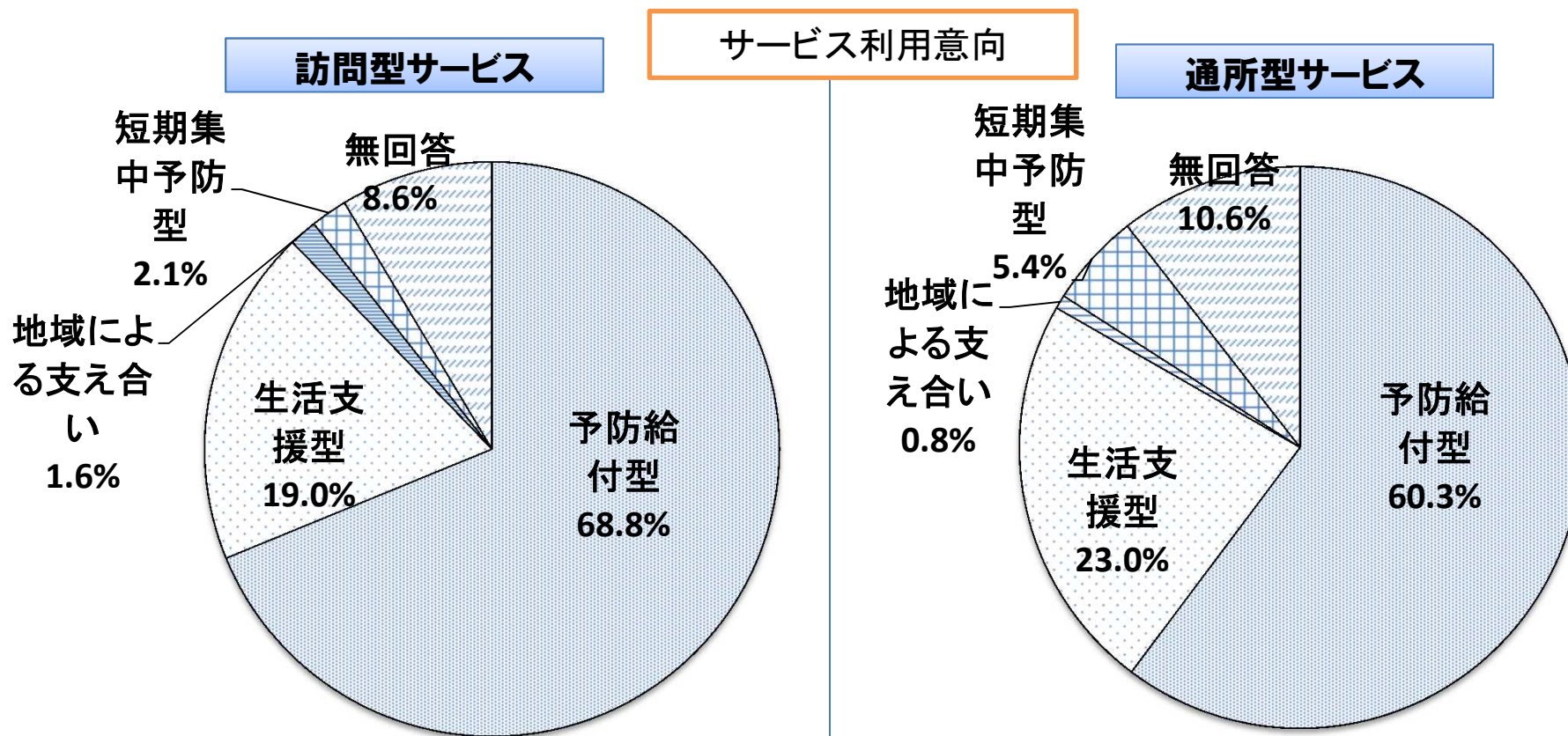
※平成26年度介護保険サービス参入意向調査結果より

# サービス利用意向調査の結果

12

## <調査の概要>

- 調査対象者：要支援1・要支援2に該当し、かつ、訪問介護もしくは通所介護を利用している3,000名(回収率58.6%)
- 調査期間：平成27年11月2日(月)～11月20日(金)
- 調査内容：各サービス類型の利用意向等



※要支援者等のサービス利用調査結果より



# 2025年に向けた取り組み

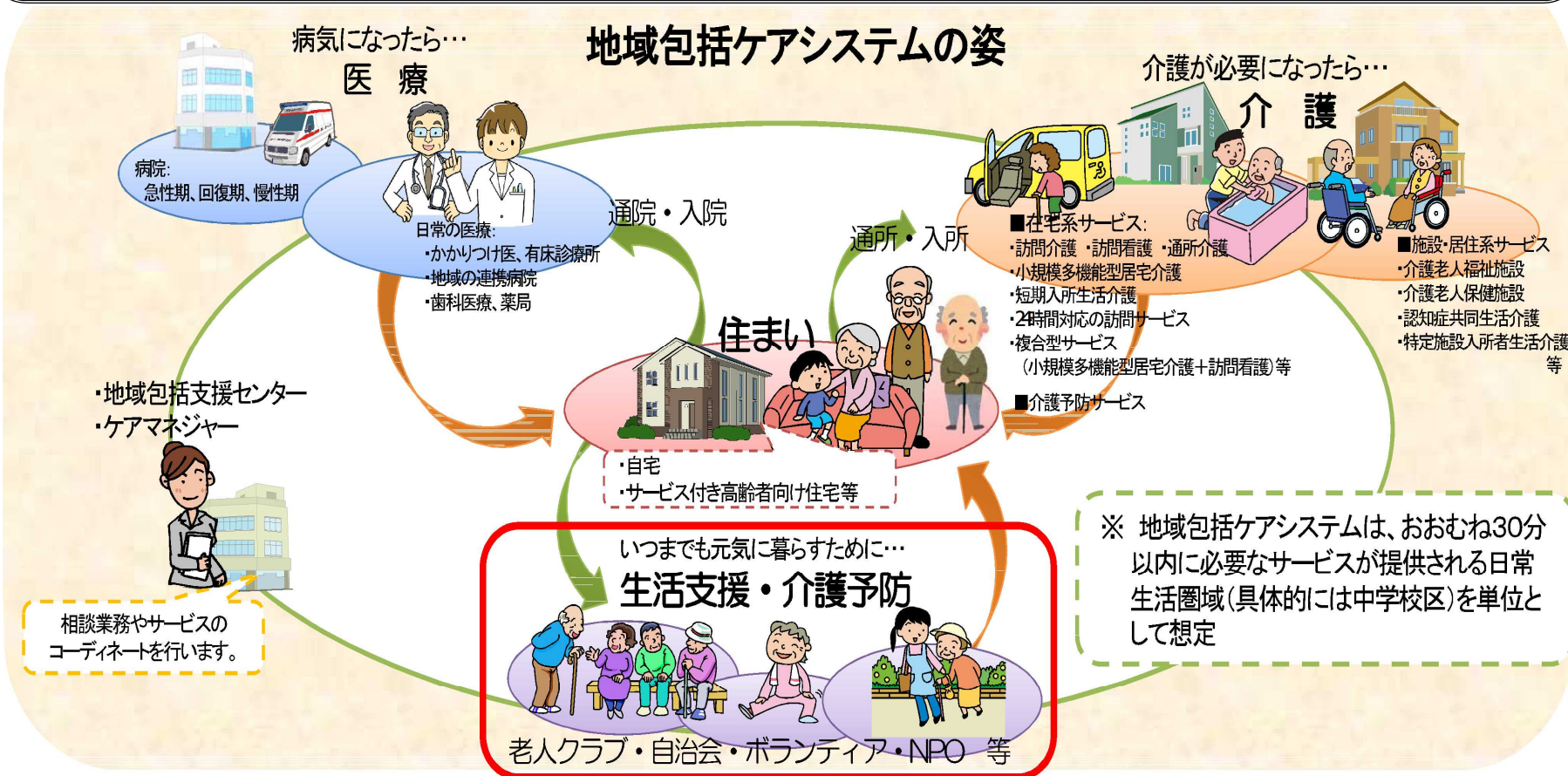
---





# 地域包括ケアシステムの構築

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現。



## 介護人材の不足に対し、どう対応していくか

○団塊の世代が75歳以上になる2025年度（平成37年度）には、全国で介護職員が約38万人不足する。

○福岡県（北九州市を含む）は約9万4千人の需要に対し、約1万人不足する。

	需要見込み	不足数	充足率
全国計	252万9743人	37万7364人	85.1%
福岡県	9万4314人	1万57人	89.3%

厚生労働省「2025年に向けた介護人材にかかる需給推計(確定値)(都道府県別)」より

## <生活支援型の意義>

- 要支援者の生活支援ニーズに対応するため多様な担い手が参入できる「生活支援型(サービスA)」を実施。
- 2025年には介護人材が県内で1割不足すると想定される中、「生活支援型」の実施は、将来に向けた布石。

## <現在の取り組み>

- 産業経済局と連携し、福祉サービス分野への参入を検討する事業者  
に事業の詳細を説明(周知)。
- まずは小規模な事業展開。生活支援型のサービス提供事業者として  
実績をつくる。介護事業者の重点化にあわせて事業拡大(育成)。
- 新規事業者は事業費の請求等の仕組みに不安。国保連と連携して説  
明会を開催(支援)。

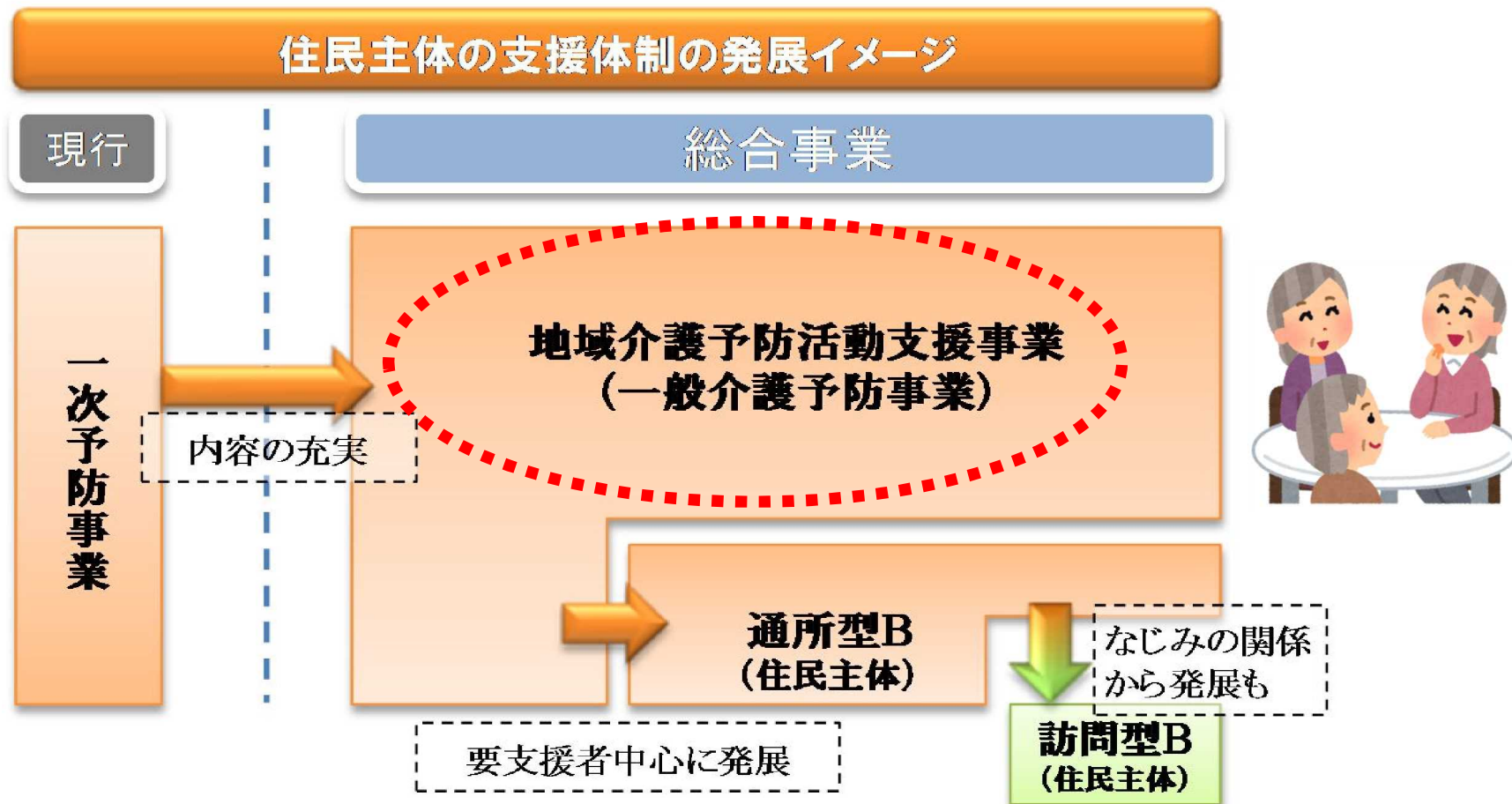
⇒ **多様な担い手の参入を促進**



# サービスB実施までの流れ(国のイメージ)

16

- 住民主体の通いの場合は「地域介護予防活動支援事業(一般介護予防事業)」が中核。
- 参加者が要支援者中心になった段階でサービスBに発展。



## ①サービスBの実施目的は？

ガイドラインは例示であり、実施判断は市町村。  
サービスBで目指すもの。担い手確保？互助の強化？

## ②まずは現状分析が必要

住民ボランティアが行う活動では様々な課題がある。  
⇒ 助成だけでなく、課題に応じた支援の方策の検討が必要。

＜住民ボランティアが抱える主な課題(1～4位)＞

- ・プログラムの工夫
- ・担い手の確保、育成
- ・サロンの場所を確保
- ・財政面の支援

## ③基準・助成などのルールづくり

「要支援者中心」とは？

その他、人員等の基準、助成額・助成期間、マネジメント、  
市への報告書類などを住民ボランティアと協議する必要がある。

要支援者等に対しては、介護予防給付、介護予防・日常生活支援総合事業のほか、地域に実在する様々な地域資源（民間サービス、ボランティアなど）を活用しながら、心身の状況・生活環境・ニーズに対応した支援を行う。

今後、地域支援コーディネーター（生活支援コーディネーター）が把握した情報を地域包括支援センター職員が個別支援の際に活用するなど相互の連携が重要となる。

## 区役所保健福祉課内に配置



**地域包括支援センター職員**

- ・高齢者の総合相談窓口
- ・個別支援（ケアマネジメント）
- ・地域ケア会議



毎月1回情報共有等  
の場をもつ



**地域支援コーディネーター（市社協）**

- ・地域の会合等に参加
- ・地域資源の情報収集
- ・サロンの開発



# その他

---



## 《平成25年度》

7月 要支援者のサービス利用実態を把握(包括プランの分析)

## 《平成26年度》

8月 介護保険サービス参入意向調査

## 《平成27年度》

7月 事業者説明会 ※市内すべての事業者を対象

8月 事業説明会 ※介護保険に参入していないNPO・企業等が対象

9月 介護保険担当・地域包括支援センターとの協議開始(～11月)

1月 事業者説明会 ※市内すべての事業者、NPO・企業等が対象

3月 市議会説明 ※10, 12月の3段階で説明

## 《平成28年度》

5月 地域包括支援センター職員研修

7月 事業者宛の通知を发出

8月 事業者指定受付開始(8/1～)

出前トーク(市民説明)開催 ※各区で実施

生活支援型訪問サービス(サービスA)従事者研修

ケアマネジメント研修 ※各区で実施

新規事業者向けに事業費請求の説明(県国保連に依頼)

10月 介護予防・生活支援サービス事業開始(予防給付型・生活支援型)

## 1. 平成28年10月1日からサービス事業を利用できる者は以下のとおりとする。

平成28年10月1日以降、新規の要支援認定申請を行い、要支援認定を受けた者

## 2. 平成28年12月1日からサービス事業を利用できる者は以下のとおりとする。

現在、要支援認定を受けていて、平成28年11月30日に認定有効期間が満了する者

※このため、平成28年10月1日以降に更新申請を行ったとしても平成28年10月31日に認定有効期間が満了する方は、次回更新後の認定有効期間の開始からサービス事業の利用となる。



北九州市における介護予防・日常生活支援総合事業の情報については、北九州市ホームページで閲覧できます。

(URL:<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/16800224.html>)

## 《閲覧できる内容》

- 事業者向け通知
- 各サービスの実施要綱、基準等に関する要綱
- Q&A
- 市民向けリーフレット
- 指定申請手続
- 生活支援型訪問サービス従事者研修の開催
- 市内事業者リスト(サービス別) ※今後掲載予定
- サービスコード表、マスタ表 ※今後掲載予定
- 介護予防ケアマネジメントに関する業務手順書
- その他(各種様式、一般介護予防事業など)



**ご清聴ありがとうございました**